

細則－3

認定制度及び指定研修施設に関する細則

第1章 総則

(総則)

- 第1条 本細則は遠絡統合医学に関する広い学識と高度な専門的技能を有する医師・治療師の養成を図り、もって遠絡統合医学の発展と向上ならびに国民の福祉に貢献することを目的とする。
- 2 本細則の変更・改定は、理事会の承認を経て社員総会で決議する。

(認定)

- 第2条 一般社団法人日本遠絡統合医学会（以下、「本法人」という）は、前条の目的を達成するため、遠絡統合医学認定医（以下、認定医）、遠絡統合医学認定治療師（以下、認定治療師）を認定し、認定証を交付する。
- 2 本法人は遠絡統合医学の臨床研修のために指定研修施設の認定を行う。

(認定機関)

- 第3条 認定医、認定治療師および指定研修施設の認定は理事会において審議、承認する。

(理事会の業務)

- 第4条 理事会は、認定制度の運用において下記の業務を行う。
- (1) 認定医、認定治療師の申請資格および更新資格の審査と承認
 - (2) 指定研修施設の認定審査と承認
 - (3) 上記の目的を達成するために付随する行為

第2章 遠絡統合医学認定医、遠絡統合医学認定治療師

(遠絡統合医学認定医、遠絡統合医学認定治療師の定義)

- 第5条 遠絡統合医学診断学を修了し、適切な遠絡統合療法を患者に提供できる知識と臨床能力を有することを本法人が認定した正会員である。

(申請資格)

- 第6条 認定医、認定治療師の認定を希望する者は、申請時に下記の各号全てに該当することを要し、本法人の定める形式によって申請することができる。
- (1) 本法人の正会員であること
 - (2) 遠絡統合医学治療診断コース（旧カリキュラムではそれに相当するコース）を修了していること
 - (3) 次号に規定する単位のうち、申請までの3年間に各要件の必須単位を含んだ6単位以上を取得していること

2 申請に必要な単位を次の通り規定する。(必要単位数：必須単位を含む合計 6 単位以上)

項目	必須単位	各項目で単位を認められる内容と単位数
(1)研修会参加 ※(1)	2 単位	・ 春期学術研修会※ 1 単位 ・ 秋期学術研修会※ 1 単位 (※オンデマンド配信の視聴でも可) ・ 応用実技講座 1 単位 ・ 治療診断講座 1 単位
(2)発表・症例報告 ※(2)	2 単位	・ 学術研修会の症例報告 2 単位 ・ 学会誌の症例報告 2 単位 ・ 地方研修会の症例報告 2 単位 ・ 簡易症例レポート提出 1 単位/例 ・ 他学会での発表 2 単位

※ (1) 研修会参加について

- ・ 春期学術研修会、秋期学術研修会はオンデマンド配信の視聴も単位として認める。
- ・ 応用実技講座、治療診断講座は当日参加した場合に単位を認める。
- ・ 地方研修会は内容によって応用実技講座、治療診断講座のいずれかの単位とする。

※ (2) 発表・症例報告について

- ・ 他学会・団体での発表については、本法人に抄録等を提出して承認を得た場合に単位として認める。
- ・ 症例レポートは本法人の定める形式またはそれに準じた内容を提出し、理事会の承認をもって 1 症例につき 1 単位を認める。

(資格期限および更新)

第 7 条 認定医および認定治療師の資格期限は、取得日後 3 年目の年度末までとする。

- 2 資格の更新を希望する者は、期限年度の属する年度の、理事会の定めた期日までに更新申請を行わなければならない。
- 3 資格更新をした場合、資格期限は 3 年後の年度末まで更新される。

(更新の要件)

第 8 条 認定医、認定治療師の更新を希望する者は、申請時に下記の各号全てに該当することを要し、本法人の定める形式によって更新を申請することができる。

- (1) 本法人の正会員であること
- (2) 次号に規定する単位のうち、更新までの 3 年間に各要件の必須単位を含んだ 5 単位以上を取得していること

2 更新に必要な単位を次の通り規定する。(必要単位数：必須単位を含む合計 5 単位以上)

項目	必須単位	各項目で単位を認められる内容と単位数
(1)研修会参加 ※(1)	2 単位	・ 春期学術研修会※ 1 単位 ・ 秋期学術研修会※ 1 単位 (※オンデマンド配信の視聴でも可) ・ 応用実技講座 1 単位 ・ 治療診断講座 1 単位
(2)発表・症例報告 ※(2) (3)教育※ (3)	2 単位	・ 学術研修会の症例報告 2 単位 ・ 学会誌の症例報告 2 単位 ・ 地方研修会の症例報告 2 単位 ・ 簡易症例レポート提出 1 単位/例 ・ 他学会、団体での発表 2 単位 ・ 学術研修会、講座、地方研修会の講師 2 単位 ・ 基礎実技研修の講師 2 単位 ・ 基礎実技研修の実技指導 1 単位 ・ 入門セミナーの講師 1 単位

※ (1) 研修会参加について

- ・ 春期学術研修会、秋期学術研修会はオンデマンド配信の視聴も単位として認める。
- ・ 応用実技講座、治療診断講座は当日参加した場合に単位を認める。
- ・ 地方研修会は内容によって応用実技講座、治療診断講座のいずれかの単位とする。

※ (2) 発表・症例報告について

- ・ 他学会・団体での発表については、本法人に抄録等を提出して承認を得た場合に単位として認める。
- ・ 症例レポートは本法人の定める形式またはそれに準じた内容で 1 症例につき 1 単位を認める。

(3) 教育について

- ・ 学術研修会の基礎講座、応用実技講座、治療診断講座、地方研修会、基礎実技研修の主講師を担当した場合は 2 単位とする。
- ・ 当会への事前報告および承認を受けて開催した入門セミナーおよびそれに準ずるセミナーの講師は 1 単位とする。

(資格喪失)

第 9 条 認定医および認定治療師は、下記の各号のいずれかに該当する場合には理事会の議を経てその資格を失う。

- (1) 資格の辞退届を理事長宛に届け出たとき
- (2) 認定医、認定治療師として品位を損する行為があったとき

-
- 2 認定医および認定治療師は、下記の各号のいずれかに該当する場合には当然にその資格を失う
 - (1) 本法人の会員の身分を失ったとき
 - (2) 資格期限日が到来し、更新をしなかったとき

(申請および更新に関する費用)

第10条 認定医、認定治療師の認定料は 30,000 円、更新料は 20,000 円とし、認定または更新の際に本法人に納入する。

- 2 一旦納入した認定料、更新料は原則として返金しないものとする。

第3章 指定研修施設

(指定研修施設の定義)

第11条 指定研修施設は、遠絡統合医学の発展と向上を目的に臨床研修を行う施設であり、一定の基準を満たす研修が行えることを本法人が認定する施設とする。臨床研修とは遠絡統合医学の実技実習および臨床見学を指す。

(指定研修施設の認定要件)

第12条 指定研修施設は、下記の各号全てに該当することを要する。

- (1) 遠絡統合医学認定医または認定治療師が在籍し指導を担当すること
- (2) 研修の実施に必要な設備を有していること
- (3) 申請に必要な書類を提出し、理事会の承認を得ること

(指定研修施設の報告義務)

第13条 臨床研修の内容については各指定研修施設で規定し、理事会に承認を得ること。

- 2 指定研修施設で行う実技実習を本認定制度の実技単位とする場合には、本法人が定めた基準に基づいて研修を実施し、各参加者が修了したことを証する書面を発行すること。
- 3 臨床研修（実技実習および臨床見学、またはそのいずれか一方）を行う際には、参加者名および内容を本法人に報告し、研修料・見学科を徴収した場合はその一部を本法人に寄付することを原則とする。

(指定研修施設の認定期限および更新)

第14条 指定研修施設の認定期限は、取得日後3年目の年度末までとする。

- 2 認定の更新を希望する施設は、理事会の定めた期日までに更新を申請することを要する。
- 3 更新に必要な基準は、第12条を準用する。

(指定研修施設の資格喪失)

第15条 指定研修施設は下記の各号のいずれかに該当する場合には理事会の議を経てその資格を失う

- (1) 指定研修施設の辞退届を理事長宛に届け出たとき
- (2) 指導担当として本法人が指定する医師、治療師が在籍しなくなったとき

(3) 指定研修施設として品位を損する行為があったとき

2 指定研修施設は、認定期限日が到来し更新を行わなかった時は、当然にその資格を失う

平成 31 年 8 月 1 日 施行

令和 7 年 10 月 19 日 改定